

こどもの権利に関する意識調査について

1 概要

区民のこどもの権利に関する意識等を把握し、「(仮称)こどもの権利に関する条例」を制定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象者及び調査方法

調査方法は、WEB アンケート形式とする。

調査対象者に対して、(1)から(3)は QR コードを掲載したはがきを送付し、(4)は区報、区 HP、SNS、区設掲示板等で周知するほか、QR コードを掲載したチラシを区有施設等で配架する。

	調査対象者	はがき送付予定数
(1)	小学1～3年生本人	約6,500枚
(2)	小学4～6年生本人	約6,500枚
(3)	中学生及び高校生等本人	約11,500枚
(4)	大人 [※]	

※ 就学前児童の保護者については、就学前児童宛にはがき(約12,000枚)を送付し、保護者に回答してもらう。

3 調査項目等

調査項目は、こどもの権利の理解度等を把握する内容とし(詳細は別紙のとおり)、2(1)から(3)のこども向けのアンケートは、年齢等に配慮した表現のものとする。

4 調査時期(予定)

令和6年10月～11月

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年	10月～11月	調査
	11月～12月	回収・分析
令和7年	1月	子ども・子育て会議等(調査結果の報告)
	2月	議会報告

6 その他

乳幼児や障害のある方等については、個別に対面形式でのヒアリング調査を行う。

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（大人向け）（案）

Q1	あなたの年齢を教えてください。
	18、19歳
	20～29歳
	30～39歳
	40～49歳
	50～59歳
	60～69歳
	70～79歳
	80歳以上

Q2	あなたのご家族に以下のお子さんはいですか。
	未就学児（2018年4月2日以降生まれ）
	小学1～3年生（2015年4月2日～2018年4月1日生まれ）
	小学4～6年生（2012年4月2日～2015年4月1日生まれ）
	中学生（2009年4月2日～2012年4月1日生まれ）
	高校生等（2006年4月2日～2009年4月1日生まれ）
	いない

Q2-1	※前問で「1」～「5」と回答した者のみ あなたは日頃、お子さんの話を聞いていますか（気持ちを受け止めていますか）。
	聞いている
	やや聞いている
	あまり聞いていない
	聞いていない

Q3	すべての子どもには、守られて育つことや自分の意見を自由に発言するなど、ありのままの自分で生きるために大切な「こどもの権利」があります。 こうした「こどもの権利」があることを知っていますか。
	内容まで知っている
	言葉だけは知っている
	知らない

Q4	あなたがこどもの権利だと思っているものをすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（大人向け）（案）

Q5	日々の生活の中で守られていると感じるこどもの権利をすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q6	「こどもの権利」と聞いて、思い浮かべるイメージに近いものをすべて教えてください。
	生まれたときからもっているもの
	子どもが人間らしく生きるために必要なもの
	子どもがよりよい成長をしていくために役立つもの
	大人と同様、当然認められるもの
	親がある程度制限できるもの
	権利は責任を果たしてこそ認められるもの
	子どもをわがままにするもの
	大人にとって面倒なもの
	その他（ ）
	わからない

Q7	文京区には、子どもが困ったときに相談できる場所があります。知っているものをすべて教えてください。
	教育センターの「総合相談室」
	保健サービスセンターの相談サービス
	子ども家庭支援センターの相談事業
	文京区自立相談支援窓口
	東京都児童相談センター
	知らない

文京区子どもの権利に関する意識調査 調査項目（大人向け）（案）

Q8	<p>子どもと関わる具体的な場面を想像してみてください。 あなたは今後どのようなことを意識して、子どもと関わりたいと思いますか。すべて教えてください。</p>
	<p>子どもの意見を聴き、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する</p>
	<p>子どもに関することを決める際には、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える</p>
	<p>子どもを大人と同じ権利をもつ存在として尊重する</p>
	<p>子どもの「自分でやりたい気持ち」を尊重する</p>
	<p>子どもから悩みや不安を相談された際は、まずはありのままに受け止める</p>
	<p>日ごろから子どもと話す時間を大切にする</p>
	<p>その他（ ）</p>
	<p>わからない</p>
	<p>特になし</p>

	<p>最後に、子どもの権利についてご意見やご要望、期待することなどがありましたら、自由にご回答ください。</p>
Q9	<p>※文京区では、（仮称）子どもの権利擁護に関する条例制定に向けて、子どもの権利擁護に関する基本的な考え方（骨子）を9月にまとめ、ホームページに公表しています。 この基本的な考え方についても、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご回答ください。</p>

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（中学生・高校生向け）（案）

Q1	あなたの学年を教えてください。
	中学1年生（2011年4月2日～2012年4月1日生まれ）
	中学2年生（2010年4月2日～2011年4月1日生まれ）
	中学3年生（2009年4月2日～2010年4月1日生まれ）
	高校1年生相当（2008年4月2日～2009年4月1日生まれ）
	高校2年生相当（2007年4月2日～2008年4月1日生まれ）
	高校3年生相当（2006年4月2日～2007年4月1日生まれ）

Q2	あなたと一緒に暮らしている人をすべて教えてください。
	父
	母
	祖父
	祖母
	兄・姉
	弟・妹
	その他のこども・大人
	同居している人はいない

Q3	あなたは今の自分のことが好きですか。
	好き
	まあまあ好き
	あまり好きではない
	嫌い

Q4	あなたは他の人のことをありのままに認めていますか。
	認めている
	やや認めている
	あまり認めていない
	認めていない

Q5	すべてのこどもには、守られて育つことや自分の意見を自由に発言するなど、ありのままの自分で生きるために大切な「こどもの権利」があります。こうした「こどもの権利」があることを知っていますか。
	内容まで知っている
	言葉だけは知っている
	知らない

文京区子どもの権利に関する意識調査 調査項目（中学生・高校生向け）（案）

Q6	あなたが子どもの権利だと思っているものをすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q7	日々の生活の中で守られていると感じる子どもの権利をすべて教えてください。
	命が守られ、尊重されること
	健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
	安全・安心に過ごせること
	遊び、学び、休むこと
	様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、親しむこと
	ゆったりと安心できる場所で休めること
	くり返し挑戦できること
	適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
	個性が認められ、自分の可能性が大切にされること
	子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
	身体的または精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
	あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること
	悩んでいること、困っていること等を相談できること
	子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること
	自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
	仲間をつくり、集まること
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q8	困ったときに相談できる場所で、知っているものをすべて教えてください。
	教育センターの「総合相談室」
	保健サービスセンターの相談サービス
	子ども家庭支援センターの相談事業
	文京区自立相談支援窓口
	東京都児童相談センター
	知らない

文京区子どもの権利に関する意識調査 調査項目（中学生・高校生向け）（案）

Q9	<p>最後に、子どもの権利についてご意見やご要望、期待することなどがありましたら、自由にご回答ください。</p> <p>※文京区では、（仮称）子どもの権利擁護に関する条例制定に向けて、子どもの権利擁護に関する基本的な考え方（骨子）を9月にまとめ、ホームページに公表しています。</p> <p>この基本的な考え方についても、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご回答ください。</p>
----	---

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（小学4～6年生向け）（案）

Q1	あなたの学年を教えてください。
	小学4年生
	小学5年生
	小学6年生

Q2	あなたと一緒にくらしている人をすべて教えてください。
	お父さん
	お母さん
	おじいさん
	おばあさん
	お兄さん・お姉さん
	弟・妹
	その他のこども・大人

Q3	あなたは今の自分のことがすきですか。
	すき
	まあまあすき
	あまりすきではない
	きらい

Q4	あなたはお友達のことを大事にしていますか。
	大事にしている
	やや大事にしている
	あまり大事にしていない
	大事にしていない

Q5	すべてのこどもには、まわりの人から大切にしてもらえて、自分の気持ちを自由に言うことができる「こどものけんり」があります。 「こどものけんり」があることを知っていますか。
	内容まで知っている
	言葉だけは知っている
	知らない

Q6	あなたがこどものけんりだと思っているものをすべて教えてください。
	命が守られて、大切にされる
	元気にすごし、病気の時はお医者さんにみてもらえる
	安全・安心にすごせる
	遊び、学び、休む
	文化、げいじゅつ、スポーツを楽しむ
	ほっとできる場所で休める
	くり返しちようせんできる
	おうえんされながら、がんばれる
	自分のやりたいことがみとめてもらえる
	こどもであることを理由にひどいことをされない
	たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
	さべつやいじめなどを受けずに安心して生きていくことができる
	なやんでいること、こまっていることを相談できる
	知られたくないことは知られないようにできる
	自分の意見、考え、気持ちを言うことができ、それが大切にされる
	友達をつくり、みんなが集まる
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（小学4～6年生向け）（案）

Q7	あなたのまわりで守られていると感じるこどものけんりをすべて教えてください。
	命が守られて、大切にされる
	元気に過ごし、病気の時はお医者さんにみてもらえる
	安全・安心にすごせる
	遊び、学び、休む
	文化、げいじゅつ、スポーツを楽しむ
	ほっとできる場所で休める
	くり返しちようせんできる
	おうえんされながら、がんばれる
	自分のやりたいことがみとめてもらえる
	こどもであることを理由にひどいことをされない
	たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
	さべつやいじめなどを受けずに安心して生きていくことができる
	なやんでいること、こまっていることを相談できる
	知られたくないことは知られないようにできる
	自分の意見、考え、気持ちを言うことができ、それが大切にされる
	友達をつくり、みんなで集まる
	その他（ ）
	この中に当てはまるものはない

Q8	こまったときに相談できる場所で、知っているものをすべて教えてください。
	教育センターの「総合相談室」
	ほけんサービスセンターの相談サービス
	子ども家庭しえんセンターの相談事業
	東京都児童相談センター
	知らない

Q9	最後に、こどものけんりについて思ったこと、つたえたいことがあれば、自由に入力してください。

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（小学1～3年生向け）（案）

Q1	あなたのがくねんを、おしえてください。
	しょうがく1ねんせい
	しょうがく2ねんせい
	しょうがく3ねんせい

Q2	あなたといっしょにくらしているひとを、すべておしえてください。
	おとうさん
	おかあさん
	おじいさん
	おばあさん
	おにいさん・おねえさん
	おとうと・いもうと
	そのほかのこども・おとな

Q3	あなたは、いまのじぶんのことが、すきですか。
	すき
	きらい

Q4	あなたは、おともだちのことを、だいじにしていますか。
	だいじにしている
	だいじにしていない

Q5	すべてのこどもには、まわりのひとからたいせつにしてもらえて、じぶんのきもちをじゆうにいうことができる「こどものけり」があります。 「こどものけり」があることをしていますか。
	している
	しらない

Q6	あなたが、たいせつだとおもっているものを、すべておしえてください。
	いのちがまられる。たいせつにされる。
	げんきでいられる。びょうきのときは、おいしやさんにみてもらえる。
	あんぜん・あんしんにすごせる。
	あそんだり、べんきょうしたり、やすんだりする。
	えや、おんがくや、うんどうをたのしむ。
	ほっとできるばしょがある。
	まちがえても、もういちどできる。
	おうえんされながら、がんばれる。
	じぶんのやりたいことを、みとめてもらえる。
	おとなからたたかれたり、いやなことをいわれたりしない。
	いじめられたり、なかまはずれにされたりしない。
	なやんだり、こまったりしたら、そうだんできる。
	しられたくないことは、しられないようにできる。
	じぶんのきもちがいえる。ちゃんときいてもらえる。
	ともだちをつくる。みんなであつまる。
	そのた（ ）
	このなかにはない

文京区こどもの権利に関する意識調査 調査項目（小学1～3年生向け）（案）

Q7	あなたやおともだちが、できているとおもうものを、すべておしえてください。
	いのちがまもられる。たいせつにされる。
	げんきでいられる。びょうきのときは、おいしやさんにみてもらえる。
	あんぜん・あんしんにすごせる。
	あそんだり、べんきょうしたり、やすんだりする。
	えや、おんがくや、うんどうをたのしむ。
	ほっとできるばしょがある。
	まちがえても、もういちどできる。
	おうえんされながら、がんばれる。
	じぶんのやりたいことを、みとめてもらえる。
	おとなからたたかれたり、いやなことをいわれたりしない。
	いじめられたり、なかまはずれにされたりしない。
	なやんだり、こまったりしたら、そうだんできる。
	しられたくないことは、しられないようにできる。
	じぶんのきもちがイエス。ちゃんときいてもらえる。
	ともだちをつくる。みんなであつまる。
	そのた（ ）
	このなかにはない
Q8	さいごに、こどものけんりについておもったこと、つたえたいことがあれば、じゆうににゆうりよくしてください。